

令和5年度 福島県立高等学校入学者選抜 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

福島県立橘高等学校

〒960-8011 福島市宮下町7-41 TEL 024-535-3395

FAX 024-535-3397

1 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 対象学科及び入学者募集定員

対象学科：普通科

募集定員：募集定員（280名）から、前期選抜および後期選抜の合格者数を除いた数とする。

3 出願資格

出願資格については、次の(1)又は(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程において不合格とされた者
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜に出願し、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者

4 出願手続き及び出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込みの者は、次の①～④の書類を、中学校長を通して、本校校長に出願する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

① 入学願書（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

前期選抜、連携型選抜又は後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する

② インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

③ 調査書

④ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

- (2) 上記(1)以外の者は、次の①～⑤の書類を直接、本校校長に出願する。

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（上記(1)②に同じ）

③ 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票（高校教育課 Web ページからダウンロードする。）

志願者が、志願者氏名及び志願学科を記入する。

④ 健康診断書

⑤ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、④及び⑤については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」の(2)に定めるところによる。

また、「健康診断書」については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜の出願の際に提出したものの写しでも可とする。

5 自己申告書の提出

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に示した「第2前期選抜」の「1出願」の「9自己申告書の提出」に定めるところによる。

ただし、提出期間は、令和5年3月27日(月)午前9時から午後4時までとする。

6 出願期間

(1) 令和5年3月27日(月)

(2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

7 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」は25点満点とし、合計160点満点とする。

(2) 面接

個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容(社会、数学、理科、外国語(英語))を含む。面接については、段階評価する。

(3) 小論文

小論文を実施する。小論文は課題文を読んで設問に答える形式とする。

小論文については、点数化し、40点満点とする。

8 面接等の日時及び会場

(1) 日時 令和5年3月28日(火)

・集合 午前8時15分

・小論文と面接 午前9時より

(2) 会場 福島県立橋高等学校

(3) 持参するもの 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日受験許可証兼受験票、上ばき、筆記用具(携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。)



9 合格者発表

(1) 選抜結果については、令和5年3月29日(水)午後3時以降に本校において発表し、合格者には、合格通知書を交付する。合格者は、受験票を持参の上、本校所定の場所で同日午後4時までに合格通知書を受領する。

(2) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。